

リスク管理債権及び保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権(貸出金)の金額です。自己査定により資産査定した不良債権はすべて「償却引当基準」に基づいた方法で、

引当を完了いたしました。なお、この結果は監査法人の承認を得ております。

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
破綻先債権額(A)	806	74	98
延滞債権額(B)	3,835	4,210	3,601
合計(C)=(A)+(B)	4,641	4,285	3,700
担保・保証額(D)	4,020	3,349	2,460
回収に懸念がある債権額(E)=(C)-(D)	621	935	1,240
個別貸倒引当金(F)	599	722	759
同引当率(G)=(F)/(E) (%)	96.45	77.22	61.21

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
3カ月以上延滞債権額(H)	17	0	6
貸出条件緩和債権額(I)	1,460	1,611	1,221
合計(J)=(H)+(I)	1,477	1,611	1,227
担保・保証額(K)	1,214	1,205	951
回収に管理を要する債権額(L)=(J)-(K)	263	406	275
貸倒引当金(M)	168	116	94
同引当率(N)=(M)/(L) (%)	63.87	28.57	34.18

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
(C)+(J)	6,118	5,896	4,927

(注)

- 「破綻先債権額」(A)とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て、または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 - 商法の規定による整理開始または特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権額」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権額」(A)に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予した貸出金
- 「3カ月以上延滞債権額」(H)とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権額」(A)および「延滞債権額」(B)に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権額」(I)とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払い猶予、元本

の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権額」(A)、「延滞債権額」(B)および「3カ月以上延滞債権額」(H)に該当しない貸出金です。

- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や、既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、「破綻先債権額」(A)および「延滞債権額」(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち「3カ月以上延滞債権額」(H)および「貸出条件緩和債権額」(I)に対して引当てた額を記載しております。

※リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権の平成15年度の計数は、債務者区分等の見直しが行われたため、変更後の数値で記載しております。従いまして、他の関係資料等に記載された、平成16年3月31日現在の数値と異なることがあります。